家庭裁判所における親子交流事件の手続について



親子交流とは

別居中又は離婚後に、
離れて暮らす親と子どもが
定期的・継続的に交流を保つことです。

家庭裁判所の手続を利用して、交流の方法や内容に関する取決めをすることができます。
この冊子では、交流の方法や内容について話し合うときに親が心掛けるとよいことや、家庭裁判所の親子交流事件の手続の流れについて説明しています。

（令和６年法律第３３号による改正対応）

親子交流について話し合う方へ

子どもにとっての親子交流とは

夫婦が離れて暮らすことになっても、子どもがどちらの親からも愛されていることを実感し、それぞれの親と、温かく、安定した親子関係を築いていくことは、子どもの成長にとって大切なことです。

適切な形で交流が行われていると、子どもはどちらの親からも愛され、大切にされていると感じ、安心感や自信を持てるといわれています。

親が心掛けること

- 子どものことを第一に考えましょう。
 - ▶子どもが置かれている状況や気持ち、子どもの生活への影響を想像し、子どもにとって最も望ましい親子交流の在り方を考えることが大切です。
- 子どもを親の争いに巻き込まないようにしましょう。
 - ▶子どもにとって、もう一方の親の悪口を聞いたり、親同士の争いを見聞きしたりすることはつらいことです。
- 子どもの健やかな成長を願う者同士として、もう一方の親と協力しましょう。
 - ▶親同士のことと親子のこととは切り分けて、子どもの立場から考えることが大切です。相手の置かれている状況や気持ちを想像し、互いに子どもの親として尊重し合うことが必要です。
- 自分の気持ちと向き合ってみましょう。
 - ▶争っていると、普段とは違い、落ち着いて考えることが難しいことがあります。調停の場も利用しながら、自分の気持ちを振り返って整理してみましょう。



裁判所ウェブサイト（動画配信）

https://www.courts.go.jp/saiban/video/index.html

離婚や親子交流をめぐる親の争いにおいて、子どもが受ける影響や、親が子どもを争いに巻き込まないためにできる配慮などについて説明した動画を配信しています。ぜひご覧ください。▶

裁判所　動画配信　検索



～子どもにとって望ましい
話し合いとなるために～







親子交流事件

裁判所の手続

別居中又は離婚後

- 子どもとの交流の方法や内容について、父母の話合いがまとまらない又は話合いができない
- 子どもの生活状況の変化などにより、一度決めた交流の方法を変更したい

このような場合、家庭裁判所の手続を利用して親子交流に関する取決めをすることができます。



調停の申立て

- 申立てができる人
 父又は母

＊申立先
相手方の住所地を管轄する家庭裁判所（当事者が合意で定める家庭裁判所にも申し立てられます。）

- 申立方法
 申立書等の持参又は郵送

＊審判の申立てもできます。もっとも、その場合でも、裁判所の判断により調停に付すことがあります。
＊夫婦関係調整調停の中でも、親子交流の話合いや取決めができます。

▶詳しくは裁判所ウェブサイト（親子交流調停）へ（P6）

調停

- 調停の回数は決まっておらず、事案に応じて複数回の期日を設けます。期日の間隔は、通常1か月程度です。進行によっては、短期間で次回期日を設けることもあります。
- 1回の期日は、原則として、1時間半～2時間程度です。

＊原則として、裁判官1人と調停委員2人以上で構成される調停委員会が進行します。家庭裁判所調査官が、期日に立ち会う場合があります。

▶詳しくはQ&Aへ（P5）

家庭裁判所

- 裁判官の判断により、家庭
 場合があります。

▶詳しくはQ&Aへ（P5）

の手続の流れ



調停の成立

当事者間に合意が成立し、その内容を調停調書に記載すると、調停が成立します。

調停の不成立・審判

当事者間に合意が成立する見込みがない場合、調停委員会の判断で調停は不成立となり、自動的に審判手続に移行します。

審判では、裁判官が一切の事情を踏まえ、子どもの利益を考慮して判断します。

調査官による調査

裁判所調査官による調査を行う

● 調停調書又は審判で定められた内容で実施します。
交流の方法は、大別して以下の2つがあります。

＊直接交流
直接会って行う交流です。頻度、時間、場所、同伴者の有無などを決める場合もあります。

＊間接交流
電話、手紙、メール、ビデオ通話等の方法による交流や、子どもと一緒に暮らす親から離れて暮らす親に、写真、通知表等を送付する交流などがあります。

● 交流を行わないという合意や審判をする場合もあります。





親子交流支援機関を利用する合意も可能です

■ 両親が協力して子どもを受け渡したり、連絡を取ったりすることが難しい場合に、親子交流等を支援する機関を利用する合意をすることも可能です。

■ 裁判所が親子交流等を支援する機関をあっせんすることはできません。利用の条件や費用等は、直接、各機関に問い合わせてください。

親子交流調停に関するQ&A



Q1 調停の場では、どのようなことを話し合うのですか。

A 離れて暮らす親と子どもが交流を行うかどうかや、交流を行う方向で話し合う場合には、その回数、日時、場所などといった具体的な方法について、子どもの利益を考慮して話し合います。

Q2 交流の内容や方法は、どのようにして決めていくのですか。

A 親子交流が、子どもの健全な成長を助け、その福祉にかなうものとなるよう、子どもの年齢、性格、生活状況、生活環境、子どもの気持ち、親子のこれまでの関係性などを踏まえて、子どもに負担がかからないような内容や方法を決めることが大切です。

そのため、裁判所からは、子どもの状況や親子の関係性、両親の交流に対する考え方などについてお聞きするほか、必要に応じて助言や提案をします。

Q3 家庭裁判所調査官はどのようなことをするのですか。

A 家庭裁判所調査官は、心理学等の行動科学の知見を活用して、問題解決に役立つよう、調査や調整を行います。交流を行うかどうかも含め、子どもにとってよりよい交流の内容や方法を考えるため、子どもと面接をしてその思いを聴き、それを調停委員会や両親に伝えたり、親の子どもに対する態度や親子の関係性を把握することなどを目的として、裁判所内で試行的に交流したりする場合があります。

Q4 親子交流の内容や方法を取り決めた後、うまく実施できない場合はどうすればよいですか。

A 調停で合意した内容が実施されない場合には、履行勧告手続や再度の調停などを利用することができます。また、事情の変更などがあり、調停で取り決めた内容を変更したい場合にも、再度の調停を利用することができます。もっとも、子どもを親の争いに何度も巻き込まないために、まずは当初の調停で十分に話し合い、継続的に実施できる方法を取り決めることが重要です。

裁判所ウェブサイト（親子交流調停）

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_07_08/index.html

親子交流調停の手続に関するご案内や、申立書とその記入例を掲載しています▶

裁判所　親子交流　検索

日本司法支援センター法テラスのご案内
法的トラブルで困った時には

0570-078374（おなやみなし）

https://www.houterasu.or.jp/

法テラス　検索

法務省ホームページ

https://www.moj.go.jp/

親子交流の一般的な説明が掲載されています▶

法務省　親子交流　検索

MEMO

- 民法では、離婚に当たって父又は母と子との交流や養育費などについて定める場合は、子の利益を最も優先して考慮しなければならていと定められています（民法第７６６条）。

- 家事事件手続法では、調停や審判を行うに当たり、子の福祉（子の意思等）に配慮することが求められています（家事事件手続法第６５条ほか）。



リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
令和８年10月 最高裁判所